

会議録

会議名	令和7年度 第4回 小金井市学童保育所運営協議会
事務局 (担当課)	児童青少年課
開催日時	令和7年7月22日(火) 19時00分~20時00分
開催場所	第二庁舎801会議室及び一部オンライン会議
出席者	平岡委員長、川副副委員長、田中委員、美川委員、伊東委員、鈴木委員、大庭委員、矢野委員、加藤委員、藤崎委員
	野村学童保育係長、須田学童保育係主任、中山主査、鈴木主査、楠本主任、大島主任
欠席者	堤委員
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学保連運動会の関わりについて (2) 学童保育所の休所・退所届にある理由の共有について（やめない率の調査に関して） (3) 公立保育園廃園後の活用予定について (4) アフタースクール OKAERI の遊び場所について (5) 正規職員の増員について (6) 委託事業者の賃金について (7) 市に寄せられた父母会に関するご意見について (8) その他（民設民営学童保育所の進捗について・サマー学童について・熱中症特別警戒アラートについて） <p>3 閉会</p>
配布資料	【資料7-12】学童保育所の退所の記載理由について
議事	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 学保連運動会の関わりについて</p> <p>(学)</p> <p>前回の協議会で配布された「【資料7-10】学保連運動会の関わりについて」の中で、「当日は休日のため、職員が参加する場合は、個人での参加となります」と記載があった。一方で、「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準(改訂版)」8(4)には、「父母会主催の行事等に可能な範囲で学童保育所として参加するなど、クラスや地域の友達と交流を深めていきます」と記載がある。この2点は矛盾していると思われるため、説明願いたい。</p> <p>(市)</p> <p>運営基準には、父母会主催の行事や児童館行事、市主催の映画会、子</p>

ども会行事、PTA行事、放課後子ども教室などへの参加について記載があり、主に平日に開催されている行事には学童保育所として参加している。また、休日に行われる父母会の行事等には施設使用という制度を使って協力をしている。しかし、学保連や父母会OB、有志の集まりについては施設使用の対象とならないので、運営基準を適用していない。

(学)

学保連運動会は父母会の集合体である学保連によって開催されるので、父母会主催とも解釈される。その考えに基づくと休日にも適用されるのでは。

(市)

施設使用の取決めに学保連の行事は含まないとしている。学保連主催の行事はフォーラムや他集会などもあるので、そこまでは適用出来ない。

(学)

最近の運動会は学保連が主体となっているが、以前は市が主導していたと記憶している。そういう経緯があっても適用されないので。

(市)

市が主導して開催した事はない。学校の校庭などを使用する場合は市がバックアップしたこともあるかもしれないが、基本は学保連の主導で開催している。

(2) 学童保育所の休所・退所届にある理由の共有について(やめない率の調査に関して)

(市)

【資料7-12】学童保育所の退所の記載理由について参考。令和6年度に提出された退所届を元に、主な理由別に件数を計上した。一番多い理由は、「習い事が増えて学童保育の必要がなくなったため」である。「その他」については、「育休や産休に入るため」、「民間学童に入るため」、「家庭保育が可能となったため」などの様々な理由があった。

なお、退所実人数は109人であるが、理由が複数書かれている届けがあったため、理由別では164件としている。

(学)

学童に対する保護者のニーズ変遷を捉るために、過去3年分程度のデータが示せると有益ではないか。

(市)

課の執務室では、直近2年度分の退所届を保管している。さらに過去の分を見るには、市の倉庫に保管している文書を取り出す必要がある。

(学)

理由項目に「本人（児童）が退所を希望したため」とあるが、これは保護者の都合というよりは、児童が学童で過ごし辛さを感じているのではないかと見受けられる。主な理由の推移が見られると、より対策も打ちやすいのではないか。一度持ち帰り、もし学保連からも要望があれば過去の資料も出していただきたい。

ちなみに、倉庫で保管されている退所届は何年分か。

(市)

5年度分はあると記憶している。それ以前の届けについては、個人情報の関係で廃棄している。

(学)

1年間で109人も学童を辞めるというのは多い印象があるが。

(市)

参考として、過去に年度途中で退所した人数の推移をみると、毎年概ね100人程度である。退所時期としては秋以降が多く、1年生よりも3年生の方が多い傾向にある。3年生以上になると塾などの習い事が増えたり、平日開催の放課後子ども教室に行ったり、学童に行かなくても公園等でお友だちと遊んだりするなど、放課後の過ごし方が成長の度合いで変わることにより、退所が多い傾向にあると考える。

(学)

退所理由の書き方は、いくつかの項目の中で当てはまる理由にチェックするのか、それとも自由記入か。

(市)

自由記入である。

(学)

習い事が増えることで学童に行ける日が少なくなり、「一週間のうち何日以上いかないといけない」という学童のルールで行けなくなってしまった人がいるのではないか。ルールに満たないから「行けない」というのであれば、理由の意味合いが変わってくるのではないか。

(市)

市の学童保育所条例施行規則では、入所する児童の保護者について、就労等の基準は定めているが、児童が学童に通う日数の基準は定めていない。習い事を増やしたいという場合でも、学童に通えなくなることはない。そのため、ルールに満たないから退所するというケースは考えにくい。

(3) 公立保育園廃園後の活用予定について

(学)

公立保育園2園が廃園予定である。廃園後の活用として学童保育所は考えられているのか。

(市)

課としては、学童保育所としての活用を希望しているが、現在は市の方針を検討している段階である。

公立保育園の在り方検討委員会が5月まで開かれていたところであり、これまで子どものために使われてきた施設であるという経過を踏まえて、「子どものためになるかどうか」を重点に検討していく予定である。市内全ての学童保育所が大規模化により逼迫しており、強いニーズがあることは承知しているが、これから検討を行っていく予定である。

(学)

学童保育所以外に活用の可能性があるとしたら、どんな案があるか。

(市)

市の正式な見解ではなく参考としてお伝えすると、保育園としての活用と発達支援の充実のための活用という2つが話題としては上がっている。また、市の集会施設等と複合化した活用という案もある。今後においても、進捗に応じてご報告する。

(4) アフタースクールOKAERIの遊び場所について

(学)

OKAERIの職員と児童が一小の方へ歩いて行くのを何度か見かけた。一小の校庭を利用しているのか。

(市)

OKAERIには外の遊び場がないため、開所以来は一小の校庭をお借りしている状況である。現在は校庭で発掘調査を行っており、全体の5分の1しか使えないことから、放課後子ども教室の校庭開放を体育館で実施している。OKAERIも同じように体育館をお借りしているため、おそらく移動中の姿を見かけられたことと思われる。

(5) 正規職員の増員について

(学)

公設公営学童で会計年度任用職員の月額制や時間額制の職員が不足している。学保連で話し合った結果、正規職員を増加させて欲しいという要望が強いことが分かった。今後、正規職員を増やせるのかどうか。また、新しい東京都認証学童クラブ事業で規定があると思うが、これに当

てはめると人員が不足していないかどうか。さらに、正規職員を採用した場合の給与について教えて欲しい。

(市)

国の運営指針や「小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準（改訂版）」に指導員の配置基準の記載がある。委託学童保育所についても、この配置基準を元に仕様書に定めて職員を配置している。現状、市としては正規職員について、必要数を満たして配置している。市が方針としている職員の定数管理を鑑みても、直ちに学童の職員だけを増加させるのは難しい状況である。

また、正規職員の給与については、月額が約195,960円。短期大学、新卒の場合は地域手当を含むとしてあり、令和6年10月1日現在の金額である。なお、採用前に給与改訂があった場合はそれに準じるとしている。

次に、東京都認証学童クラブ事業について説明する。1つの支援単位で児童の人数は上限を40人とし、当面の間は児童1人につき1.65平米、将来的には1.98平米の面積を確保する必要がある。1つの支援単位について支援員3人以上を配置すると決まっており、そのうち1人は常勤の支援員を配置する。加えて、常勤の複数配置に努めるよう条件がある。それ以外には、福祉サービス第三者評価の実施、長期休業中の昼食提供の導入といった条件がある。

当該事業の実施について正規職員が何人必要かという質問に対して、たまむし学童を例に挙げる。東京都認証学童クラブ事業では、たまむし学童は3支援単位（=3部屋）あるため、9人の放課後児童支援員が必要となる。3人のうち1人は常勤を配置するとなっているので、9人のうち3人は常勤職員が必要となる。市の基準と比較すると、正規職員3人、会計年度任用職員（月額）2人、会計年度任用職員（時間額）1人で計6人となっており、さらに暫定施設なので、正規職員2人、会計年度任用職員（月額）1人、会計年度任用職員（時間額）1人、合計4人となる。たまむし学童全体では、6人+4人で総計10人となる。たまむし学童は3部屋で9人必要となるので、現状でも配置基準を満たしていると考えられる。

(学)

正規職員の数が決まっていることは理解出来たが、人数を増やすことが出来ない理由を教えて欲しい。

(市)

「小金井市行財政改革2025」に基づき、市職員の定員管理など様々な改革を進めている。現在は職員数を増やす方向性ではなく、業務の委託化を進めて、増員が必要な部署へ人員を充てていくようなイメージである。事務職ではなく学童保育指導員などの専門職という職種の職員を増やすためには、新たな人員の採用が必要となるため、難しい面が

ある。

東京都の基準と比較しても、公設学童の人員は充実している。過去の経過から、人件費が増えると国や東京都からの予算が下りにくいくこともあります、今後も人件費を増やすことは難しい現状がある。

(学)

現状、会計年度任用職員の月額制や時間額制の職員が慢性的に不足している。その点を改善できないのであれば、正規職員を採用して不足分を補う必要があるのではないか。

(市)

今後も人材を確保するために、募集を積極的に行っていきたい。市の方針としても、これまでどおり全入制を堅持することを目標としている中ではあるが、放課後の多様な過ごし方をどのように実現していくか模索しているところでもある。

(6) 委託事業者の賃金について

(学)

学保連からの質問である。公設民営の委託事業者や民設民営学童保育所の職員賃金は公表されないのである。

(市)

公設民営学童保育所には、基本的に法令遵守という観点から最低賃金を守るという話をしているが、個別の取り決めは交わしていない。民設民営学童保育所についても、同様に法令遵守をお願いしている。いずれも、事業者側の決定事項である。

補足として、事業者と行政の方で取り決めを交わしている自治体もあるが、当市では行っていない。法令遵守や最低賃金など人件費面での配慮はお願いしつつ、プロポーザルにおいては、金額面だけではなく保育の内容面にも注視している。

(学)

委託事業者の一つを例に挙げると、職員募集の時給は有資格者が1,170円、無資格者が1,163円である。公営学童職員より低いのに人員が集まっている。行政としてその点をどう考えるのか。

(市)

いただいた情報を参考とする。時給が低くても職員を集められる方法があるのかもしれない。

(学)

学童の収入源である学童保育育成料は、一律定められているのか。職

	<p>員の給与に関わる問題として、育成料の増加は議論されたことはあるのか。</p> <p>(市)</p> <p>保護者の前年の収入に応じて、上から月額9,000円、7,000円、5,000円、3,000円、0円と幅を持たせて設定している。</p> <p>育成料の見直しについては、府内でも検討事項として挙がることがある。しかし、月額9,000円という金額が多摩26市の中でもトップクラスであり、それを鑑みると直ちに上げることは考えられない。</p> <p>(7) その他（民設民営学童保育所進捗状況、サマー学童、熱中症特別警戒アラートについて）</p> <p>(市)</p> <p>1つ目、民設民営学童保育所の進捗について。社会福祉法人聖ヨハネ会の保育室を活用した学童について公募を開始した。7月30日に事業者向けの施設見学会を予定している。問い合わせは多く、見学希望も複数いただいている。</p> <p>2つ目、サマー学童について。サマー学童とは、他市でも実施している夏休み限定の学童である。夏休み限定の学童を実施する事で利用児童を分散化し、事故のリスクを低減させ、児童にとっての安全な環境を実現することを目的とする。令和6年5月に学童保育所を利用している保護者に向けて実施したアンケートを集計したところ、夏休み中の学童保育利用について一定のニーズがあると想定されるので、まずは1所で3年試行実施を行うために府内各所との調整を始めている。今後も進捗をお伝えする予定。</p> <p>3つ目、熱中症特別警戒アラートについて。現時点では正式な決定ではないが、情報共有する。熱中症特別警戒アラートというのは、未だかつて一度も発令されたことがないほどの災害級の暑さを予報するもの。</p> <p>健康や命に関わるレベルのものであるため、市立の小中学校については、熱中症特別警戒アラートが発令された翌日は休校することが決まっている。学童についても、児童と職員を含めた安全確保のために臨時休所せざるを得ないんだろうと考えている。しかし、保護者がエッセンシャルワーカーであるなど、どうしても保育が必要な家庭もあるので、対応を検討中である。</p> <p>(学)</p> <p>夏休み中の学童保育について、学童でも給食が配食出来れば利便性があがるのであがるのでは。</p> <p>(市)</p> <p>学童保育の充実については、市としても検討を重ねていきたい。</p>
--	---

(学)

議題にはあがっていないが、宅配弁当の取り決めについて伺いたい。前回の協議会で検討事項とした宅配弁当の配達時間、回収時間について、その後進展はあるか。宅配弁当業者との情報共有をもっと図れるようにしたい。

(市)

宅配弁当については、父母会と市と学童での取り決めであり、宅配弁当業者との調整は父母会が行っている。各学童保育所職員と相談して、使いやすい形を探っていただきたい。

(市)

各学童保育所では、始業式や終業式、4月1日以降の新入生対応期間は宅配弁当の対応を控えさせてほしい。その他の時期については、取りまとめた内容を共有願いたい。

(学)

熱中症特別警戒アラートについて。やむを得ず学童を利用する場合として、保護者がエッセンシャルワーカーなどとあったが、その職業はどういった職業か。どのように決められるのか。

(市)

エッセンシャルワーカーというのは例示であり、職業による線引きはしない。しかし、熱中症特別警戒アラートは命の危険があることを想定している。児童の安全を第一とするならば、例えばリモートワークなどで在宅可能な場合、保護者の目の届くところで児童の様子を見て欲しいという考え方である。

(学)

サマー学童について。なぜ市議会に諮る必要があるのか。

(市)

学童保育育成料の関係で、根拠条例の改正が必要になるためである。

(学)

3年の試行実施となっているが、保護者のニーズが確認できているのであれば「試行」する必要はないのではないか。

(市)

保護者への情報伝達の公平性や学童保育所の受け入れ体制の整備のため、最低でも3年は必要であると考えている。1年目に試行実施と評価、2年目に改善した保育の実施、3年目に継続して実施するかどうかの評価を行う予定である。

	<p>(学) 再度アンケートをとれば、保護者の潜在的なニーズを掘り起こす事もできると思うが。</p> <p>(市) 保護者からのニーズがあることは確認できているが、サマー学童を制度として本格実施していくかどうかは改めて検討していく必要がある。 学童保育の充実と職員負担などのバランスを見極めて判断していくなければならないと考えている。</p> <p>(学) 試行実施は1所のみという方法に懸念がある。学童保育所によって父母の働き方が様々あると感じるので、全学童保育所に対して保護者の働き方についてアンケートをとれば、ニーズを明確化できるし、効率的な試行ができるのでは。</p> <p>(市) アンケートの結果を参考にするというのは1つの方法としてあると思う。また、年間を通じて児童と関係性を築きつつ保育をしていくというのが本来のあり方だと思うが、夏休みだけの短い期間でどう成立させるかという現場職員の試行錯誤もあると考える。現場職員の負担をどう評価するか、というのも重要な要素である。現場職員の数や児童数などの要素を鑑みながら試行実施する所を決めていきたい。</p> <p>(学) 試行実施したが、利用する家庭がほとんどいないというケースも考えられるので、その前段としてニーズをより具体化することには意義があると思う。</p> <p>(市) 保護者のニーズをアンケートなどで再確認るのは、改めて前向きに検討させていただく。</p> <p>(市) 次回日程 令和7年9月24日（水）19時から第二庁舎801会議室で開催予定。開催方法に関しては副委員長と調整し、開催していくこととする。</p> <p>3 閉会 令和7年度第4回小金井市学童保育運営協議会を閉会する。</p>
--	---